一般社団法人日本衛生学会 衛生学エキスパート制度に関する規程(案)

第1条(目的)

本制度では、生(命)を衛る衛生学の専門性を高め、継続して自己研鑚する会員を衛生学工キスパート(英語名 Environmental Health and Preventive Medicine Expert)として認定する。医学、薬学、工学、行政等、幅広い分野での衛生学について、基礎知識を習得し、さらに最新の知見についても学び、広めることで、会員の質的向上を図り、社会に貢献することを目的とする。

第2条(運営委員会)

前条の目的を達成するため、学会は衛生学エキスパート制度運営委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員6名以内をもって構成する。
- 3 委員会の委員は、評議会員の中から理事長が委嘱する。
- 4 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、再任の限度は3回までとする。
- 6 委員会は衛生学エキスパート制度の運営に係る諸事項を所掌する。

第3条(認定)

衛生学エキスパートの認定は、衛生学エキスパート制度運営委員会での審査を経て、理事会が 決定する。

2 前項の認定の有効期間は5年間とする。

第4条(申請)

衛生学エキスパートの認定を申請する会員は、別途学会の定める期日までに、別に定める申請 書類を衛生学エキスパート制度運営委員会に提出する。

第5条(申請要件)

衛生学エキスパートの認定を申請できる会員は、下記の要件をすべて満たす者とする。

- 1) 申請時点で5年以上の会員歴を有すること
- 2) 別表に基づき、申請日(または認定予定日)より過去 5 年間で 200 ポイント以上を得ていること
 - 2 前項によらず、衛生学に特段の実績のある者については、衛生学エキスパート制度運営委員会が適当と判断した者は申請できるものとする。

第6条(更新)

衛生学エキスパートとして認定を受けたものは、衛生学エキスパート制度運営委員会による更 新審査を経て5年ごとに資格を更新することができる。資格更新のために、以下の要件を満たす 必要がある。

- 1) 更新申請時まで継続して会員であること
- 2) 別表に基づき、認定を受けていた過去5年間で200ポイント以上を得ていること

第7条 (更新の保留及び再認定)

正当な理由により資格を更新できない場合は、その旨、衛生学エキスパート制度運営委員会に届け出、理事会による承認を経て2年間まで更新の保留ができるものとする。保留期間に得たポイントは、認定を受けていた過去5年間のポイントに合算して、更新を申請することができるが、更新された場合の期間のポイントからは除外されるものとする。

2 前項によらず、衛生学エキスパート認定が失効された場合、再認定を希望する者は、衛生学エキスパート制度運営委員会による審査を経て再認定される。ただし、再認定の有効期間は、認定の有効期間が終了してから 5 年間とする。再認定のために、第6条に基づく再認定申請をおこなうことを要する。

第8条(認定取り消し)

衛生学エキスパート制度運営委員会により衛生学エキスパートとして不適切と判断された場合 には、理事会はエキスパート認定を取り消すことができる。なお、学会を退会した場合には、退 会日をもって衛生学エキスパート認定は取り消されるものとする。

第9条(認定申請料)

衛生学エキスパートの認定を申請するものは、審査料 5,000 円を納めなければならない。

第10条(更新申請料)

衛生学エキスパートの更新を申請するものは、審査料 5,000 円を納めなければならない。

第11条(付則)

この規定の改廃は、理事会により行う。本規定は、2020年4月1日より施行する。

ポイント制度について*1(案)

	種別	ポイント
1	EHPM 論文の筆頭著者・責任著者	100
2	EHPM 論文の共著者	50
3	日本衛生学雑誌論文の筆頭著者・責任著者	60
4	日本衛生学雑誌論文の共著者	30
5	EHPM 査読(1回につき)	30
6	日本衛生学雑誌査読(1 回につき)	20
7	日本衛生学会学術総会での発表(一般演題・シンポジウム等)	40
8	日本衛生学会学術総会での発表の共著者	20
9	日本衛生学会学術総会への参加 *2	30
10	日本衛生学会学術総会時の指定シンポジウム・教育講演・セミナー等の演者	40
11	日本衛生学会学術総会時の指定シンポジウム・教育講演・セミナー等への参加	20
	(複数可) *3	
12	日本衛生学会の各種委員会委員(1年あたり)	30
13	若手研究者の会への参加	20
14	社会医学系専門医基本プログラムの内の産業環境保健の7コマ(認定時のみ)	30
15	公衆衛生修士号 (MPH) を取得している (認定時のみ)	20
16	大学院博士課程・博士後期課程を修了している(認定時のみ) *4	30
17	大学院修士課程・専門職学位課程を修了している(認定時のみ) *4	15
18	衛生学の実践活動(1 年あたり) *5	10
19	衛生学分野での論文の筆頭著者・責任著者(EHPM・日本衛生学雑誌以外)	10

(備考)

- *1: 更新時期の延長猶予(更新の保留)を2年設ける
- *2: 学術総会には5年のうち3回以上出席のこととする。
- *3: 指定シンポジウム、教育講演、セミナー等の受講については、5年間のうち2回受講のこととする。
- *4: 認定時に双方修了している場合は、博士課程・博士後期課程修了のポイントのみを算定する。
- *5: 地方公共団体、学校などが開催する市民講座の講師、医療、保健福祉、環境を所管する部局の委員、その他を対象とし、1 年あたりの実務活動について書面により提出されたものを審査する。